

申5号 労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び、 公休日の労働に関する協定に関する申し入れ **提出!!**

労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定について、昨年は、過大な時間外労働が継続することは社員の健康に影響を及ぼすことから時間外労働を削減することを労使の共通認識としてきました。また、産業医が不足している支社においては早急に配置し、安全衛生委員会でメンタルヘルスを強化することを確認し一年間の協定を締結しました。

しかし、3年連続で時間外労働が高い数値を示しています。また、山手線電化柱倒壊や郡山駅架線切断など事故対応により通常業務もままならない状況でより一層負担が増加しています。

また、ワークライフバランス推奨の観点からフレックスタイム制度が各支社に導入をされ、コアタイムの縮小が図られる一方で制度を十分活用できないとの声も上がっており、検証と改善が必要となります。

本部は、36協定の趣旨の徹底と適正な労働時間管理に向け下記の通り申し入れおこない議論を行います。

《申し入れ項目》

1. 時間外労働及び休日勤務について、本部・本社間で協定を締結している8事業所及び支社別の実績を明らかにすること。
2. 山手線神田～秋葉原駅間の電化柱倒壊及び東北新幹線郡山駅の架線切断に対する時間外労働の実績を明らかにすること。また、2つの事故対策にあたり過度な連続勤務は行わせないこと。
3. 過労死ガイドラインに基づき、2ヶ月連続で月80時間を超える時間外労働について是正を図ること。
4. ワークライフバランス推奨の観点から、フレックスタイムの活用推進を図ること。また、フレックスタイム制度導入箇所の事前協議は、事後報告ではなく限度時間を超える前に協議を行うこと。
5. 各支社の産業医の配置状況及び安全衛生委員会の出席状況を明らかにすること。また、コンプライアンス遵守の観点から、安全衛生委員会に産業医が出席できない支社については早急に配置を行うとともに安全衛生委員会の審議を適正に行うこと。
6. 仙台支社管内で発生した、事前協議なしに限度時間を超過する36協定違反について、J I N J R E以外で管理を行っている箇所の対策を実施すること。また、時間外労働の管理及びJ I N J R E入力が適正に行われていないことから管理者への教育を再徹底すること。
7. 36協定の趣旨をさらに徹底するため、締結機関は事業所単位にすること。

36協定の趣旨を徹底し、適正な労働時間管理を実現しよう!!